

令和4年（行ウ）第22号 損害賠償請求事件（住民訴訟）

原告 江本浩二 外58名

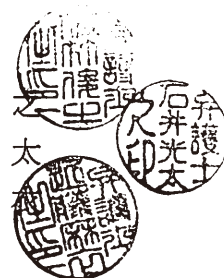
被告 沼津市長 頼重秀一

## 準備書面（6）

令和6年8月9日

静岡地方裁判所民事第2部合議C係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 佐 竹 俊  
同 弁護士 石 井 光 太  
同 弁護士 近 藤 麻



### 第1 本件財務会計行為について

- 1 本件住民訴訟は、当初、被告沼津市が令和3年3月に令和4年度の予算として議決した、「中間処理施設整備事業費」1億300万円について、支出の差止を求めて提訴したものであるが、被告から同予算については全て支出済と反論が出されたことから、実際に同予算から支出された総額9488万4048円について、沼津市が被った損害として市長に対する損害賠償請求に訴えを変更したものである（令和5年8月15日付訴え変更申立書）。

住民訴訟の対象は地方自治法242条1項記載の財務会計行為であり、上記予算に基づく支出総額9488万4048円については、1個の法律行為ではなく、乙第1号証の支出調書記載のとおり複数の契約や意思決定に基づき各財務会計行為がなされているが、令和5年8月15日付訴え変更申立書記載のとおり、各財務会計行為は全て本訴訟が対象としている令和4年度の間接処理施設整備事業費の予算の執行としての財務会計行為である以上、頼重秀一沼津市長が本来的権限者である。

- 2 そして本件訴訟は、「中間処理施設整備事業」自体が違法であるということをも理由に、同中間処理施設事業のための被告の公金の支出という財務会計行為は違法になるという主張を原告はしている。

これはすなわち、財務会計行為の原因となる行為そのものの違法性によ

り、その違法な原因行為に基づく財務会計行為も違法となるというものである。

## 第2 原因行為の違法性により財務会計行為も違法となること

- 1 財務会計行為に先行する行為（原因行為）の違法性がある場合に当該財務会計行為の違法性の判断枠組みについて、最高裁判所平成4年12月15日第三小法廷判決（民集46巻9号2753頁。以下「一日校長事件最高裁判決」という。）は次のとおり判示している。

「自治法242条の2第1項4号の規定に基づく代位請求（注：現在の義務付け訴訟）に係る当該職員に対する損害賠償請求訴訟は、住民訴訟の一類型として、財務会計上の行為を行う権限を有する当該職員に対し、職務上の義務に違反する財務会計上の行為による当該職員の個人としての損害賠償義務の履行を求めるものにほかならない。したがって、当該職員の財務会計上の行為をとらえて右の規定に基づく損害賠償責任を問うことができるのは、たといこれに先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、右原因行為を前提としてされた右職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られると解するのが相当である。」

すなわち、原因行為に違法性があることのみで、原因行為を前提にしてなされた財務会計行為が当然に違法性になる訳ではなく、財務会計行為を行った職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであることが必要であると示された。

- 2 ただし、本件では、原因行為は新中間処理施設事業の決定そのものであり、事業の権限者は頼重沼津市長である（地方自治法148条、149条7号）。

また、同事業の予算の編成、執行という財務会計行為の本来的権限者も同様に頼重沼津市長である（地方自治法149条2号）。

よって本件は財務会計行為に先行する原因行為と当該財務会計行為の権限者が同一である事案である。上記一日校長事件は、原因行為とその後の財務会計行為の権限者が異なる事案についての判決であり、この点は本件と大きく異なるところである。

この点、大阪地判平成19年5月22日判決では、本件と同様地方公共団体の長が原因行為と同行為に続く財務会計行為のいずれの権限も有していたという事案について、「地方公共団体の長は、財務会計行為を行うに当たり、その原因となっている自己の権限に属する非財務会計行為に違法事由が存するか否かを審査、調査しなければならず、自己の権限に属する原因行為に違法事由があるのにもかかわらず、それに対する是正措置を執

らずに財務会計行為に及んだ場合には、当該財務会計行為は、財務会計法規上の義務である誠実執行義務に違反し、違法になると解すべきであり、この理は、原因行為が不作為であったとしても異ならないというべきである」と判示している(甲57)。

### 第3 本件財務会計行為の違法性

上記の判断枠組みからすれば、本件は財務会計行為の違法性については、本件財務会計行為の原因行為となる新中間処理施設事業の計画決定自体に看過できない程の違法性があることは既に述べてきたとおりである。

被告自身が本件覚書により二度と本件の新中間処理施設建設計画地には新たな焼却場を建設しないと外原区住民と合意をしたにもかかわらず、本件覚書に反する事態になったことについて、合意の一方当事者である外原区住民の承諾を得ないまま、同建設地域での建設を推し進め、外原区自治会が本件覚書を理由に反対意見を出したことで環境省が中間処理施設建設のための補助金交付を留保する事態になったがために一旦は計画を延期することになった。しかし、再度新中間処理施設建設計画を進めるために、被告が行ったことは、建設予定地の適地の選定や計画地変更の検討すらせず、外原区住民への真摯な説明や意見交換を重ねて承諾を得る努力をするでもなく、外原区の存在する自治体の清水町に指示をして、外原区の意思決定機関の自治会役員から鈴木元区長を始めとする建設反対を訴えていた役員を、自主的な公的団体の運営に支配介入して不当な手段で引き摺り降ろし、被告や清水町の意を汲む役員に挿げ替えたうえで、外原区の態度としては「静観」というどっちでもない言葉を出させて、これを外原区が新中間処理施設建設に同意したと勝手な解釈をして、延期していた新中間処理施設計画を復活させ本件予算を決議させたものである。

被告の長である頼重市長は、本件覚書の存在は当然に承知していながら、本件新中間処理施設事業を推し進めた結果、同事業の障害が本件覚書及び本件覚書を理由に新中間処理施設建設反対を訴える外原区住民にあることを平成26年の環境省の補助金交付留保及びその後の建設延期決定時に認識し、これら障害を取り除くため他の地方自治体を構成する自治会の役員決定方法を捻じ曲げるといった地方自治の本旨に反する有るまじき不当な手段を用いて本件覚書を強弁に主張しない人物たちを外原区の役員とさせた。

それだけではなく、自らが不当な手段で入れ替えさせた外原区の役員らも無条件の新中間処理施設建設賛成という意思表示をしなかったため(甲24)、今度は条件付きの賛成案ですらなかったことにするために、外原区の住民が何ら関与していない清水町との協議(甲26、27)において、

外原区の役員の一部が発した「静観」という言葉だけを意図的に取り上げ、これを外原区の総意として、「外原区は新中間処理施設建設に反対していない」、「本件覚書の当事者である外原区が当時の合意と異なる意思を持った」根拠として新中間処理施設計画を再び推し進め、本訴訟でも堂々と主張した。

そして頼重市長は、これらの新中間処理施設の再度の推進には上記違法事由が存在するにも関わらず、令和4年度の予算として「中間処理施設整備事業」費を編成し、本件住民訴訟の対象となっている同予算の執行として各財務会計行為を行うに当たり、その原因となっている自己の権限に属する非財務会計行為（原因行為）に違法事由が存するか否かを審査、調査も行わず、自己の権限に属する原因行為の違法事由に対する是正措置を執らずに財務会計行為に及んだのであるから、本件財務会計行為は、財務会計法規上の義務である誠実執行義務に違反し、違法になる。

以 上